

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

京都市長 門 川 大 作

「

第2章	統計調査主任（第3条・第4条）	
第3章	統計調査連絡会議（第5条～第10条）	
第4章	統計調査年間計画（第11条～第15条）	を
第5章	雑則（第16条～第19条）	

」

「

第2章	統計調査の相互調整（第3条～第7条）	
第3章	統計資料の公表（第8条～第13条）	に改める。
第4章	雑則（第14条）	

」

第1条中「、統計の真実性を確保し」を削り、「統計調査」の右に「における局区等間」を加え、「を行い」を「及び統計資料の公表に関し」に改め、「統計の体系を整備するために」を削る。

第2条第1号ア中「統計法」の右に「(以下「法」という。)」を加え、「その他調査対象に申告若しくは報告又は資料の提出を求めて行う調査」を「(イに掲げるものを除く。以下「固有統計調査」という。)」に改め、同号イを次のように改める。

イ 法第2条第5項に規定する統計調査で本市が行政機関等（同条第3項に規定する行政機関等をいう。）からの委託を受けて行うもの

第2条第2号中「本市が発行する」を削り、「統計調査」の右に「及び統計調査以外の調査」を、「結果」の右に「、業務上の記録その他の情報」を加え、「統計表、報告書、図書その他の」を「統計を取りまとめた」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 局区等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所をいう。

第2条に次の2号を加える。

(4) 課等 次に掲げる組織をいう。

ア 京都市事務分掌規則第1条第1項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）及びセンター

イ 区役所及び区役所支所の室及び課

ウ 区役所出張所

エ 会計室

オ 京都市事業所の長等専決規程別表第1第1類の項に掲げる事業所に置かれている課（課を置かない室を含む。）及びセンター並びに歴史資料館、中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場

カ 京都市事業所の長等専決規程別表第1第2類の項及び第3類の項に掲げる事業所（福祉事務所を除く。）

キ 福祉事務所に置かれている室及び課

(5) 課長等 課等の長（課を置かない室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場及び元離宮二条城事務所にあつては副室長又は庶務を担当する課長若しくは担当課長、東京事務所にあつては庶務を担当する次長、会計室及び歴史資料館にあつては次長、桃陽病院にあつては事務長）をいう。

第2章及び第3章を削る。

第11条中「統計調査主任」を「局区等の長」に、「の局」を「の局区等」に改め、第4章中同条を第3条とし、同条の次に次の4条を加える。

(事前協議)

第4条 局区等の長は、固有統計調査を新たに実施しようとするとき又は既存の固有統計調査の計画の全部又は一部を変更して実施しようとするときは、調査実施日（当該固有統計調査により報告を求める個人又は法人その他の団体との接触を開始する日をいう。以下同じ。）の2箇月前までにデジタル化戦略担当局長と協議しなければならない。

(通知又は事前協議の方法)

第5条 第3条の規定による通知又は前条の規定による協議は、デジタル化戦略担当局長が定める様式により行うものとする。

(総務大臣への届出)

第6条 法第24条第1項の規定に基づく総務大臣への届出の手続は、届出をしようとする固有統計調査に係る事務を所管する課長等の依頼に基づき、総合企画局情報化推進室統計解析課長（以下「統計解析課長」という。）が行う。

(統計調査台帳)

第7条 統計解析課長は、統計調査の台帳を作成し、第3条の規定による通知の内容及び第4条の規定による協議の結果を記録しなければならない。

第12条から第15条までを削る。

第4章の章名中「統計調査年間計画」を「統計調査の相互調整」に改め、同章を第2章とし、同章の次に次の1章を加える。

第3章 統計資料の公表

(固有統計調査の結果の公表)

第8条 課長等は、固有統計調査を実施したときは、その統計資料を速やかに公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(インターネットによる公表)

第9条 課長等は、担当事務に係る統計資料を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、市民が常に容易に利用することができる状態にしなければならない。

(統計資料の公表の報告)

第10条 課長等は、担当事務に係る統計資料を公表したときは、速やかに統計解析課長に報告しなければならない。

(統計資料の分類及び整理)

第11条 統計解析課長は、前条の規定により報告を受けた統計資料について、これを適切に分類し、及び整理するとともに、その効果的な利用を図らなければならない。

(他任命の統計資料の把握)

第12条 統計解析課長は、他の任命権者が公表する統計資料の把握に努めなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により把握した統計資料について準用する。

(助言)

第13条 統計解析課長は、課長等に対し、統計資料の公表及びその利用について必要な助言をすることができる。

第16条から第18条までを削り、第19条の見出しを削り、第5章中同条を第14条とする。

第5章を第4章とする。

別表及び別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)